

議案第50号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

令和7年6月3日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

「令和7年度地方税制改正」による地方税法等の改正に伴い，石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に，後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の減額の基準のうち，5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を29万5,000円から30万5,000円に，2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を54万5,000円から56万円に引き上げることとしたこと。



石岡市告示第236号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和7年3月31日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和7年3月31日石岡市条例第22号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。